

# 教育訓練給付制度

## 教育訓練給付金活用事例

■ 年齢	68歳	・□修了者・□受講中	■ 教育訓練の種類
■ 現在の勤務先	・医療法人		●一般教育訓練 受講費用の20%（上限10万円） ※初めて受講する方の場合
■ 業種	・医療機関		（在職中）受講開始日時点で雇用保険の被保険者であった期間が1年以上
■ 職種	・経営管理部 部長		（離職中）受講開始日が離職した日の翌日から1年以内。
■ 雇用形態	正職員 管理職		受講開始日時点で雇用保険の被保険者であった期間が1年以上

### ■ 受講した教育訓練

- 教育訓練機関 百田不動産研究所
- 講座名 宅地建物取引士受験対策講座
- 訓練期間 昭和61年4月～昭和61年8月
- 取得資格 宅地建物取引士

・一般教育訓練給付金は、雇用保険の被保険者として雇用された期間が3年以上ある方が対象ですが、初めて給付を受ける方は1年以上で支給対象者となります。



### 訓練受講のきっかけ

受講当時は地元銀行在職中で、宅地建物取引士は、銀行業務で顧客の不動産売買や賃貸、不動産担保、また銀行資産として所有不動産の売買や管理上有益な公的資格であり、顧客相談業務にも役立つと思い受講した。また、銀行内に取得者がおり刺激を受け自分もチャレンジしたいと考えた。

### 訓練内容について

当時の百田不動産研究所の対策講座を、休日である毎週日曜日に20回の講座を全受講することができた。また民法をはじめとする資格取得内容に関する全般の講座で受験対策に役立った。

### 受講後の就職・キャリアアップ状況について

銀行業務では必要な知識として日常的に活用が不可欠な内容であり、有資格者として間違いがあってはならず、常に復習するなど緊張感のある業務に従事できた。また現在勤務の医療機関においても、不動産の売買や所有不動産の管理上必要な知識であり、引き続き緊張感のある業務に従事できている。

### 教育訓練の満足度について

不動産関連の仲介に際し実務を行うものでは無いが、顧客対応のアドバイスや融資に関する不動産担保設定時に活用。現勤務先では不動産売買や所有不動産管理にも活用できている。また将来、不動産業を有資格者として創業することも検討可能であると考え、この教育訓練を受講できたことが十分活用できており満足である。

### その他 (教育訓練給付制度への意見等)

現職や将来においても活用可能な公的資格に給付金制度があることを嬉しく思っている。安価にリスクリングのチャンスをつかむことができる、本制度について知らない方が多いと思うので、誰もが積極的に活用してほしい。